

火薬類取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

## 香川県公安委員会規則第7号

火薬類取締法施行細則等の一部を改正する規則

(火薬類取締法施行細則の一部改正)

第1条 火薬類取締法施行細則(平成12年香川県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(意見の聴取の予告)</p> <p>第16条 法第55条第1項の予告は、同項の意見の聴取(以下単に「意見の聴取」という。)の期日の7日前までに、<u>審査請求人</u>に対し別記様式第11号の意見の聴取予告書により行うものとする。</p>  | <p>(意見の聴取の予告)</p> <p>第16条 法第55条第1項の予告は、同項の意見の聴取(以下単に「意見の聴取」という。)の期日の7日前までに、<u>同項に規定する者(以下「不服申立人」という。)</u>に対し別記様式第11号の意見の聴取予告書により行うものとする。</p>                                    |
| <p>(不服の要旨及び理由の陳述)</p> <p>第20条 意見の聴取においては、<u>審査請求人</u>又はその代理人に不服の要旨及び理由を陳述させなければならない。</p> <p>2 意見の聴取において<u>審査請求人</u>又はその代理人が出席しないときは、主宰者は、<u>審査請求書</u>の朗読をもってその陳述に代えることができる。</p> | <p>(不服の要旨及び理由の陳述)</p> <p>第20条 意見の聴取においては、<u>不服申立人</u>又はその代理人に不服の要旨及び理由を陳述させなければならない。</p> <p>2 意見の聴取において<u>不服申立人</u>又はその代理人が出席しないときは、主宰者は、<u>不服申立書</u>の朗読をもってその陳述に代えることができる。</p> |
| <p>(意見の聴取の延期及び続行)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 前項の規定により意見の聴取を延期し、又は続行する場合には、主宰者は、次回の期日及び場所を定め、これを<u>審査請求人</u>又はその代理人に通知するものとするとともに、公安委員会の掲示板に掲示して公告しなければならない。</p>                     | <p>(意見の聴取の延期及び続行)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 前項の規定により意見の聴取を延期し、又は続行する場合には、主宰者は、次回の期日及び場所を定め、これを<u>不服申立人</u>又はその代理人に通知するものとするとともに、公安委員会の掲示板に掲示して公告しなければならない。</p>                     |
| <p>(調書)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>審査請求人</u>又は出席したその代理人の氏名又は名称及び住所</p>   | <p>(調書)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 調書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者が記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>不服申立人</u>又は出席したその代理人の氏名又は名称及び住所</p>   |

(5)～(9) 略

(記録の閲覧)

第24条 審査請求人又はその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者又はその代理人も、同様とする。

(5)～(9) 略

(記録の閲覧)

第24条 不服申立人又はその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。書面をもって当該事案について利害関係のあることを疎明した者又はその代理人も、同様とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後       |     |    |               |               | 改正前       |                              |                                  |               |               |
|-----------|-----|----|---------------|---------------|-----------|------------------------------|----------------------------------|---------------|---------------|
| 別表(第2条関係) |     |    |               |               | 別表(第2条関係) |                              |                                  |               |               |
| 法令等       | 条項号 | 内容 | 公安<br>委員<br>会 | 警察<br>本部<br>長 | 法令等       | 条項号                          | 内容                               | 公安<br>委員<br>会 | 警察<br>本部<br>長 |
| 1～33 略    |     |    |               |               | 1～33 略    |                              |                                  |               |               |
| 34        | 削除  |    |               |               | 34        | <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)</u> | <u>第9条第1項</u><br><u>不服申立書の受理</u> |               | ○             |
|           |     |    |               |               |           | <u>第11条第2項</u>               | <u>総代の互選の命令</u>                  |               | ○             |
|           |     |    |               |               |           | <u>第13条第1項</u>               | <u>代表者等の資格の証明の確認</u>             |               | ○             |
|           |     |    |               |               |           | <u>第13条第2項</u>               | <u>代表者等が資格を失った場合の届出の受理</u>       |               | ○             |
|           |     |    |               |               |           | <u>第14条第1項ただし書</u>           | <u>審査請求期間経過後のやむを得ない理由の有無の認定</u>  |               | ○             |
|           |     |    |               |               |           | <u>第14条第3項ただし書</u>           | <u>審査請求期間経過後の正当な理由の有無の認定</u>     |               | ○             |
|           |     |    |               |               |           | <u>第16条</u>                  | <u>口頭による審査請求の受理</u>              |               | ○             |

|         |   |  |   |
|---------|---|--|---|
| 第17条第2項 | 処分庁から送付された<br>審査請求書の正本又は<br>審査請求録取書の受理                    |  | ○ |
| 第18条第1項 | 審査請求書の送付及び<br>審査請求人への通知                                   |  | ○ |
|         | 審査請求書の受理  |  | ○ |
| 第18条第2項 | 審査請求書の正本の送<br>付及び審査請求人への<br>通知                            |  | ○ |
|         | 処分庁から送付された<br>審査請求書の正本の受<br>理                             |  | ○ |
| 第18条第3項 | 異議申立書又は異議申<br>立録取書の送付                                     |  | ○ |
|         | 処分庁から送付された<br>異議申立書又は異議申<br>立録取書の受理                       |  | ○ |
| 第21条    | 補正の命令   |  | ○ |
| 第22条第1項 | 処分庁に対する審査請<br>求書の副本又は審査請<br>求録取書の写しの送付<br>及び弁明書の提出の要<br>求 |  | ○ |
| 第22条第3項 | 処分庁から提出された<br>弁明書の受理及び審査<br>請求人への弁明書の副<br>本の送付            |  | ○ |
| 第23条    | 反論書を提出すべき相<br>当の期間の決定及び反<br>論書の受理                         |  | ○ |
| 第24条第1項 | 利害関係人の参加許可<br>の申請の受理並びに許<br>可及び不許可                        |  | ○ |
| 第24条第   | 利害関係人の参加の要  |  | ○ |

|             |   |   |   |
|-------------|---|---|---|
| 2項          | 求   |   |   |
| 第25条第1項ただし書 | 口頭意見陳述の申立ての受理及びその機会の供与  |   | ○ |
|             | 審査請求人又は参加人の意見の陳述の聴取り（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）                         | ○ |   |
|             | 審査請求人又は参加人の意見の陳述の聴取り（第31条の規定により警察職員が行う場合）                         |   | ○ |
| 第25条第2項     | 補佐人とともに出頭することの許可及び不許可   |   | ○ |
| 第26条本文      | 証拠書類等の受理  |   | ○ |
| 第26条ただし書    | 証拠書類等を提出すべき相当の期間の決定   |   | ○ |
| 第27条        | 参考人の陳述又は鑑定の要求の申立ての受理  |   | ○ |
|             | 申立て及び職権による参考人の陳述又は鑑定の要求の決定（あらかじめ第31条の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合を除く。） | ○ |   |
|             | 申立て及び職権による参考人の陳述又は鑑定の要求の決定（あらかじめ第31条の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合に     |   | ○ |

|             |  |   |   |
|-------------|--|---|---|
|             | 限る。)   |   |   |
|             | 参考人の陳述の聴取り<br>(審査庁としての公安<br>委員会が直接行う場合)                                    | ○ |   |
|             | 参考人の陳述の聴取り<br>(第31条の規定により<br>警察職員が行う場合)                                    |   | ○ |
| 第28条        | 物件の提出の要求の申<br>立ての受理  |   | ○ |
|             | 申立て及び職権による<br>物件の提出の要求の決<br>定  |   | ○ |
|             | 提出された物件の留置   |   | ○ |
| 第29条第<br>1項 | 検証の申立ての受理  |   | ○ |
|             | 申立て及び職権による<br>検証の決定(あらかじめ<br>第31条の規定により<br>警察職員が行う旨の決<br>定をしている場合を除<br>く。) | ○ |   |
|             | 申立て及び職権による<br>検証の決定(あらかじめ<br>第31条の規定により<br>警察職員が行う旨の決<br>定をしている場合に限<br>る。) |   | ○ |
|             | 検証(審査庁としての<br>公安委員会が直接行う<br>場合)  | ○ |   |
|             | 検証(第31条の規定に<br>より警察職員が行う場<br>合)  |   | ○ |
| 第29条第<br>2項 | 審査請求人等の申立て<br>による検証の場合の日   |   | ○ |

|         |  |   |   |
|---------|--|---|---|
|         | 時及び場所の通知   |   |   |
| 第30条    | 審尋の申立ての受理  |   | ○ |
|         | 申立て及び職権による<br>審尋の決定（あらかじめ第31条の規定により<br>警察職員が行う旨の決定をしている場合を除く。） | ○ |   |
|         | 申立て及び職権による<br>審尋の決定（あらかじめ第31条の規定により<br>警察職員が行う旨の決定をしている場合に限る。） |   | ○ |
|         | 審査請求人又は参加人の<br>審尋（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）                         | ○ |   |
|         | 審査請求人又は参加人の<br>審尋（第31条の規定により警察職員が行う場合）                         |   | ○ |
| 第31条    | 職員による審理手続の指示   | ○ |   |
| 第33条第1項 | 処分庁からの提出物件の受理  |   | ○ |
| 第33条第2項 | 処分庁から提出された物件の閲覧要求の受理及び閲覧に係る決定                                  |   | ○ |
| 第33条第3項 | 閲覧についての日時及び場所の指定   |   | ○ |
| 第34条第2項 | 執行停止の申立ての受理  |   | ○ |
|         | 申立て及び職権による   | ○ |   |

|                |                                  |   |   |
|----------------|----------------------------------|---|---|
|                | 執行停止の決定                          |   |   |
| 第35条           | 執行停止の取消し                         | ○ |   |
| 第36条           | 手続の併合又は分離                        |   | ○ |
| 第37条第3項        | 審査請求人の地位の承継の届出の受理                |   | ○ |
| 第37条第6項        | 審査請求人の地位の承継の許可                   |   | ○ |
| 第38条           | 審査請求の引継ぎ                         | ○ |   |
|                | 審査請求の引継ぎを受けた旨の審査請求人及び参加人への通知     | ○ |   |
| 第39条第1項        | 審査請求の取下げの受理                      |   | ○ |
| 第40条第1項から第6項まで | 審査請求に対する裁決                       | ○ |   |
| 第41条第1項        | 記名押印                             |   | ○ |
| 第41条第2項        | 再審査請求をすることができる裁決をする場合の教示         |   | ○ |
| 第42条第2項本文      | 裁決書の謄本の送付                        |   | ○ |
| 第42条第2項ただし書    | 公示の方法による送達                       |   | ○ |
| 第42条第4項        | 裁決書の謄本の参加人及び処分庁への送付              |   | ○ |
| 第44条           | 証拠書類等の返還                         |   | ○ |
| 第46条第1項        | 誤った教示をした場合における行政庁から送付された審査請求書の受理 |   | ○ |

|                |   |   |   |
|----------------|---|---|---|
| 第47条第1項から第4項まで | 異議申立てに対する決定   | ○ |   |
| 第48条           | 異議申立て期間経過後のやむを得ない理由の有無の認定（第14条第1項ただし書の準用）                 |   | ○ |
| 第48条           | 異議申立て期間経過後の正当な理由の有無の認定（第14条第3項ただし書の準用）                    |   | ○ |
| 第48条           | 口頭による異議申立ての受理（第16条の準用）                                    |   | ○ |
| 第48条           | 補正の命令（第21条の準用）  |   | ○ |
| 第48条           | 利害関係人参加許可の申請の受理並びに許可及び不許可（第24条第1項の準用）                     |   | ○ |
| 第48条           | 利害関係人の参加の要求（第24条第2項の準用）                                   |   | ○ |
| 第48条           | 口頭意見陳述の申立ての受理及びその機会の供与（第25条第1項ただし書の準用）                    |   | ○ |
|                | 異議申立人又は参加人の意見の陳述の聴取り（処分庁としての公安委員会が直接行う場合）（第25条第1項ただし書の準用） | ○ |   |
|                | 異議申立人又は参加人  |   | ○ |



|      |  |   |   |
|------|--|---|---|
|      | <u>の意見の陳述の聴取り<br/>(第31条の規定により<br/>警察職員が行う場合)<br/>(第25条第1項ただし<br/>書の準用)</u>   |   |   |
| 第48条 | <u>補佐人とともに出頭す<br/>ることの許可及び不許<br/>可(第25条第2項の準<br/>用)</u>  |   | ○ |
| 第48条 | <u>証拠書類等の受理(第<br/>26条本文の準用)</u>  |   | ○ |
| 第48条 | <u>証拠書類等を提出すべ<br/>き相当の期間の決定(第<br/>26条ただし書の準用)</u>  |   | ○ |
| 第48条 | <u>参考人の陳述又は鑑定<br/>の要求の申立ての受理<br/>(第27条の準用)</u>   |   | ○ |
|      | <u>申立て及び職権による<br/>参考人の陳述又は鑑定<br/>の要求の決定(あらか<br/>じめ第31条の規定によ<br/>り警察職員が行う旨の<br/>決定をしている場合を<br/>除く。)(第27条の準<br/>用)</u> | ○ |   |
|      | <u>申立て及び職権による<br/>参考人の陳述又は鑑定<br/>の要求の決定(あらか<br/>じめ第31条の規定によ<br/>り警察職員が行う旨の<br/>決定をしている場合に<br/>限る。)(第27条の準<br/>用)</u> |   | ○ |
|      | <u>参考人の陳述の聴取り</u>  | ○ |   |



|      |  |   |   |
|------|--|---|---|
|      | <u>の準用)</u>  |   |   |
|      | <u>検証（第31条の規定により警察職員が行う場合）（第29条第1項の準用)</u>                             |   | ○ |
| 第48条 | <u>異議申立人等の申立てによる検証の場合の日時及び場所の通知（第29条第2項の準用)</u>                        |   | ○ |
| 第48条 | <u>審尋の申立ての受理（第30条の準用)</u>  |   | ○ |
|      | <u>申立て及び職権による審尋の決定（あらかじめ第31条の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合を除く。）（第30条の準用)</u> | ○ |   |
|      | <u>申立て及び職権による審尋の決定（あらかじめ第31条の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合に限る。）（第30条の準用)</u> |   | ○ |
|      | <u>異議申立人又は参加人の審尋（処分庁としての公安委員会が直接行う場合）（第30条の準用)</u>                     | ○ |   |
|      | <u>異議申立人又は参加人の審尋（第31条の規定により警察職員が行う場合）（第30条の準用)</u>                     |   | ○ |
| 第48条 | <u>職員による審理手続の指示（第31条の準用)</u>   | ○ |   |

|      |  |   |   |
|------|--|---|---|
| 第48条 | 執行停止の申立ての受理（第34条第2項の準用）                |   | ○ |
|      | 申立て及び職権による執行停止の決定（第34条第2項の準用）          | ○ |   |
| 第48条 | 執行停止の取消し（第35条の準用）                      | ○ |   |
| 第48条 | 手続の併合又は分離（第36条の準用）                     |   | ○ |
| 第48条 | 異議申立人の地位の承継の届出の受理（第37条第3項の準用）          |   | ○ |
| 第48条 | 異議申立人の地位の承継の許可（第37条第6項の準用）             |   | ○ |
| 第48条 | 異議申立ての引継ぎ（第38条の準用）                     | ○ |   |
|      | 異議申立ての引継ぎを受けた旨の異議申立人及び参加人への通知（第38条の準用） | ○ |   |
| 第48条 | 異議申立ての取下げの受理（第39条第1項の準用）               |   | ○ |
| 第48条 | 異議申立てを棄却する決定（第40条第6項の準用）               | ○ |   |
| 第48条 | 記名押印（第41条第1項の準用）                       |   | ○ |
| 第48条 | 決定書の謄本の送達（第42条第2項本文の準用）                |   | ○ |
| 第48条 | 公示の方法による送達                             |   | ○ |

|                |   |   |   |
|----------------|---|---|---|
|                | (第42条第2項ただし書の準用)                        |   |   |
| 第48条           | 決定書の謄本の参加人への送付 (第42条第4項の準用)             |   | ○ |
| 第48条           | 証拠書類等の返還 (第44条の準用)                      |   | ○ |
| 第50条第1項        | 不作為についての異議申立てに対する決定                     | ○ |   |
| 第50条第2項        | 不作為についての異議申立てに対する措置                     | ○ |   |
| 第51条第1項から第3項まで | 不作為についての審査請求に対する裁決                      | ○ |   |
| 第52条第1項        | 補正の命令 (第21条の準用)                         |   | ○ |
| 第52条第1項        | 異議申立人の地位の承継の届出の受理 (第37条第3項の準用)          |   | ○ |
| 第52条第1項        | 異議申立人の地位の承継の許可 (第37条第6項の準用)             |   | ○ |
| 第52条第1項        | 異議申立ての引継ぎ (第38条の準用)                     | ○ |   |
|                | 異議申立ての引継ぎを受けた旨の異議申立人及び参加人への通知 (第38条の準用) | ○ |   |
| 第52条第1項        | 異議申立ての取下げの受理 (第39条第1項の準用)               |   | ○ |
| 第52条第1項        | 記名押印 (第41条第1項の準用)                       |   | ○ |

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 第52条第1項 | 決定書の謄本の送達（第42条第2項本文の準用）                                   |   | ○ |
| 第52条第1項 | 公示の方法による送達（第42条第2項ただし書の準用）                                |   | ○ |
| 第52条第2項 | 補正の命令（第21条の準用）  |   | ○ |
| 第52条第2項 | 不作為庁への審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しの送付及び弁明書の提出の要求（第22条第1項の準用）      |   | ○ |
| 第52条第2項 | 不作為庁から送付された弁明書の受理及び審査請求人への弁明書の副本の送付（第22条第3項の準用）           |   | ○ |
| 第52条第2項 | 反論書を提出すべき相当の期間の決定及び反論書の受理（第23条の準用）                        |   | ○ |
| 第52条第2項 | 口頭意見陳述の申立ての受理及びその機会の供与（第25条第1項ただし書の準用）                    |   | ○ |
|         | 審査請求人又は参加人の意見の陳述の聴取り（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）（第25条第1項ただし書の準用） | ○ |   |
|         | 審査請求人又は参加人の意見の陳述の聴取り                                      |   | ○ |

|         |  |   |   |
|---------|--|---|---|
|         | <u>(第31条の規定により警察職員が行う場合)</u><br><u>(第25条第1項ただし書の準用)</u>                    |   |   |
| 第52条第2項 | 補佐人とともに出頭することの許可及び不許可（第25条第2項の準用）  |   | ○ |
| 第52条第2項 | 証拠書類等の受理（第26条本文の準用）  |   | ○ |
| 第52条第2項 | 証拠書類等を提出すべき相当の期間の決定（第26条ただし書の準用）   |   | ○ |
| 第52条第2項 | 参考人の陳述又は鑑定<br>の要求の申立ての受理<br>（第27条の準用）                                      |   | ○ |
|         | 申立て及び職権による参考人の陳述又は鑑定の要求の決定（あらかじめ第31条の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合を除く。）（第27条の準用） | ○ |   |
|         | 申立て及び職権による参考人の陳述又は鑑定の要求の決定（あらかじめ第31条の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合に限る。）（第27条の準用） |   | ○ |
|         | 参考人の陳述の聴取り<br>（審査庁としての公安   | ○ |   |

|             |  |   |   |
|-------------|--|---|---|
|             | 委員会が直接行う場合)<br>(第27条の準用)   |   |   |
|             | 参考人の陳述の聴取り<br>(第31条の規定により<br>警察職員が行う場合)<br>(第27条の準用)   |   | ○ |
| 第52条第<br>2項 | 物件の提出の要求の申<br>立ての受理 (第28条の<br>準用)  |   | ○ |
|             | 申立て及び職権による<br>物件の提出の要求の決<br>定 (第28条の準用)  |   | ○ |
|             | 提出された物件の留置<br>(第28条の準用)  |   | ○ |
| 第52条第<br>2項 | 検証の申立ての受理 (第<br>29条第1項の準用)   |   | ○ |
|             | 申立て及び職権による<br>検証の決定 (あらかじめ<br>第31条の規定により<br>警察職員が行う旨の決<br>定をしている場合を除<br>く。) (第29条第1項<br>の準用) | ○ |   |
|             | 申立て及び職権による<br>検証の決定 (あらかじめ<br>第31条の規定により<br>警察職員が行う旨の決<br>定をしている場合に限<br>る。) (第29条第1項<br>の準用) |   | ○ |
|             | 検証 (審査庁としての<br>公安委員会が直接行う<br>場合) (第29条第1項<br>の準用)  | ○ |   |



|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
|         | 検証（第31条の規定により警察職員が行う場合）（第29条第1項の準用）                             |   | ○ |
| 第52条第2項 | 審査請求人等の申立てによる検証の場合の日時及び場所の通知（第29条第2項の準用）                        |   | ○ |
| 第52条第2項 | 審尋の申立ての受理（第30条の準用）  |   | ○ |
|         | 申立て及び職権による審尋の決定（あらかじめ第31条の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合を除く。）（第30条の準用） | ○ |   |
|         | 申立て及び職権による審尋の決定（あらかじめ第31条の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合に限る。）（第30条の準用） |   | ○ |
|         | 審査請求人又は参加人の審尋（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）（第30条の準用）                     | ○ |   |
|         | 審査請求人又は参加人の審尋（第31条の規定により警察職員が行う場合）（第30条の準用）                     |   | ○ |
| 第52条第2項 | 職員による審理手続の指示（第31条の準用）   | ○ |   |
| 第52条第   | 不作為庁からの提出物  |   | ○ |

|         |  |   |   |
|---------|--|---|---|
| 2項      | 件の受理（第33条第1項の準用）                           |   |   |
| 第52条第2項 | 不作為庁から提出された物件の閲覧要求の受理及び閲覧に係る決定（第33条第2項の準用） |   | ○ |
| 第52条第2項 | 閲覧についての日時及び場所の指定（第33条第3項の準用）               |   | ○ |
| 第52条第2項 | 手続の併合又は分離（第36条の準用）                         |   | ○ |
| 第52条第2項 | 審査請求人の地位の承継の届出の受理（第37条第3項の準用）              |   | ○ |
| 第52条第2項 | 審査請求人の地位の承継の許可（第37条第6項の準用）                 |   | ○ |
| 第52条第2項 | 審査請求の引継ぎ（第38条の準用）                          | ○ |   |
|         | 審査請求の引継ぎを受けた旨の審査請求人及び参加人への通知（第38条の準用）      | ○ |   |
| 第52条第2項 | 審査請求の取下げの受理（第39条第1項の準用）                    |   | ○ |
| 第52条第2項 | 記名押印（第41条第1項の準用）                           |   | ○ |
| 第52条第2項 | 裁決書の謄本の送付（第42条第2項本文の準用）                    |   | ○ |
| 第52条第2項 | 公示の方法による送達（第42条第2項ただし書の準用）                 |   | ○ |

|   |              |                                  |   |   |
|---|--------------|----------------------------------|---|---|
|   | 第52条第2項      | 裁決書の謄本の参加人及び不作為庁への送付(第42条第4項の準用) |   | ○ |
|   | 第52条第2項      | 証拠書類等の返還(第44条の準用)                |   | ○ |
|   | 第57条第1項及び第2項 | 審査庁等の教示                          |   | ○ |
|   | 第58条第3項      | 処分庁から送付された不服申立書の正本の受理            |   | ○ |
|   |              | 不服申立書の正本の送付                      |   | ○ |
| (1) 香川県公安委員会に対する不服申立ての <u>手続に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第29号)</u> | 第3条第3項       | 審理の状況の報告の受理                      | ○ |   |
|   | 第4条          | 補正命令書の送付                         |   | ○ |
|   | 第7条第1項       | 参加許可(不許可)書の送付による通知               |   | ○ |
|   | 第7条第2項       | 参加要求書の送付                         |   | ○ |
|   | 第8条第1項       | 口頭意見陳述通知書の送付による通知                |   | ○ |
|   | 第8条第2項       | 口頭意見陳述録取書の作成                     |   | ○ |
|   | 第9条          | 補佐人同伴許可(不許可)通知書の送付による通知          |   | ○ |
|   | 第10条         | 証拠書類等提出期限決定通知書の送付による通知           |   | ○ |
|   | 第11条第1項      | 提出物目録の交付                         |   | ○ |
|   | 第11条第2項      | 証拠書類等の返還及び還付請書の受理                |   | ○ |

|         |                               |  |   |
|---------|-------------------------------|--|---|
| 第12条第1項 | 参考人陳述又は鑑定の要求の申立てに係る決定の書面による通知 |  | ○ |
| 第12条第2項 | 参考人陳述（鑑定）要求書の送付               |  | ○ |
| 第12条第3項 | 参考人陳述録取書の作成                   |  | ○ |
| 第13条第1項 | 物件の提出の要求の申立てに係る決定の書面による通知     |  | ○ |
| 第13条第2項 | 物件提出要求書の送付                    |  | ○ |
| 第13条第3項 | 提出物目録の交付（第11条第1項の準用）          |  | ○ |
| 第13条第3項 | 提出物件の返還及び還付請書の受理（第11条第2項の準用）  |  | ○ |
| 第14条第1項 | 検証の申立てに係る決定の書面による通知           |  | ○ |
| 第14条第2項 | 検証通知書の送付による通知                 |  | ○ |
| 第14条第3項 | 検証調書の作成                       |  | ○ |
| 第15条第1項 | 審尋の申立てに係る決定の書面による通知           |  | ○ |
| 第15条第2項 | 審尋通知書の送付による通知                 |  | ○ |
| 第15条第3項 | 審尋調書の作成                       |  | ○ |
| 第16条第1項 | 提出物件受領通知書の送付による通知             |  | ○ |
| 第16条第2項 | 物件閲覧日時等指定書の送付                 |  | ○ |
| 第17条    | 執行停止（不停止）決                    |  | ○ |

|         |                                       |  |   |
|---------|---------------------------------------|--|---|
|         | 定書の送付による通知                            |  |   |
| 第18条    | 執行停止取消書の送付による通知                       |  | ○ |
| 第19条    | 手続併合（分離）通知書の送付による通知                   |  | ○ |
| 第20条第1項 | 審査請求の取下げに係る書面による通知                    |  | ○ |
| 第20条第2項 | 審査請求の取下げに伴う証拠書類等及び提出物件の返還             |  | ○ |
| 第20条第3項 | 還付請書の受理（第11条第2項後段の準用）                 |  | ○ |
| 第22条第2項 | 公示の方法による送達をした旨の書面による通知                |  | ○ |
| 第23条    | 裁決に伴う証拠書類等の返還に係る還付請書の受理（第11条第2項後段の準用） |  | ○ |
| 第24条    | 補正命令書の送付（第4条の準用）                      |  | ○ |
| 第24条    | 参加許可（不許可）書の送付による通知（第7条第1項の準用）         |  | ○ |
| 第24条    | 参加要求書の送付（第7条第2項の準用）                   |  | ○ |
| 第24条    | 口頭意見陳述通知書の送付による通知（第8条第1項の準用）          |  | ○ |
| 第24条    | 口頭意見陳述録取書の作成（第8条第2項の準用）               |  | ○ |
| 第24条    | 補佐人同伴許可（不許可）通知書の送付によ                  |  | ○ |

|      |   |  |   |
|------|---|--|---|
|      | る通知（第9条の準用）   |  |   |
| 第24条 | 証拠書類等提出期限決定通知書の送付による通知（第10条の準用）                         |  | ○ |
| 第24条 | 提出物目録の交付（第11条第1項の準用）                                    |  | ○ |
| 第24条 | 証拠書類等の返還及び還付請書の受理（第11条第2項の準用）                           |  | ○ |
| 第24条 | 参考人の陳述又は鑑定<br>の要求の申立てに係る<br>決定の書面による通知<br>（第12条第1項の準用）  |  | ○ |
| 第24条 | 参考人陳述（鑑定）要<br>求書の送付（第12条第<br>2項の準用）                     |  | ○ |
| 第24条 | 参考人陳述録取書の作<br>成（第12条第3項の準<br>用）                         |  | ○ |
| 第24条 | 物件の提出の要求の申<br>立てに係る決定の書面<br>による通知（第13条第<br>1項の準用）       |  | ○ |
| 第24条 | 物件提出要求書の送付<br>（第13条第2項の準用）                              |  | ○ |
| 第24条 | 提出物目録の交付（第<br>13条第3項において準<br>用する第11条第1項の<br>準用）         |  | ○ |
| 第24条 | 提出物件の返還及び還<br>付請書の受理（第13条<br>第3項において準用す<br>る第11条第2項の準用） |  | ○ |
| 第24条 | 検証の申立てに係る決  |  | ○ |

|      |   |  |   |
|------|---|--|---|
|      | 定の書面による通知（ <u>第14条第1項の準用</u> ）                  |  |   |
| 第24条 | 検証通知書の送付による通知（ <u>第14条第2項の準用</u> ）              |  | ○ |
| 第24条 | 検証調書の作成（ <u>第14条第3項の準用</u> ）                    |  | ○ |
| 第24条 | 審尋の申立てに係る決定の書面による通知（ <u>第15条第1項の準用</u> ）        |  | ○ |
| 第24条 | 審尋通知書の送付による通知（ <u>第15条第2項の準用</u> ）              |  | ○ |
| 第24条 | 審尋調書の作成（ <u>第15条第3項の準用</u> ）                    |  | ○ |
| 第24条 | 執行停止（不停止）決定書の送付による通知（ <u>第17条の準用</u> ）          |  | ○ |
| 第24条 | 執行停止取消書の送付による通知（ <u>第18条の準用</u> ）               |  | ○ |
| 第24条 | 手続併合（分離）通知書の送付による通知（ <u>第19条の準用</u> ）           |  | ○ |
| 第24条 | 異議申立ての取下げに伴う証拠書類等及び提出物件の返還（ <u>第20条第2項の準用</u> ） |  | ○ |
| 第24条 | 還付請書の受理（ <u>第20条第3項において準用する第11条第2項後段の準用</u> ）   |  | ○ |
| 第24条 | 決定に伴う証拠書類等の返還に係る還付請書                            |  | ○ |

|         |   |  |   |
|---------|---|--|---|
|         | <u>の受理（第23条において準用する第11条第2項後段の準用）</u>              |  |   |
| 第25条第1項 | <u>補正命令書の送付（第4条の準用）</u>                           |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>補正命令書の送付（第4条の準用）</u>                           |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>口頭意見陳述通知書の送付による通知（第8条第1項の準用）</u>               |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>口頭意見陳述録取書の作成（第8条第2項の準用）</u>                    |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>補佐人同伴許可（不許可）通知書の送付による通知（第9条の準用）</u>            |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>証拠書類等提出期限決定通知書の送付による通知（第10条の準用）</u>            |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>提出物目録の交付（第11条第1項の準用）</u>                       |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>証拠書類等の返還及び還付請書の受理（第11条第2項の準用）</u>              |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>参考人の陳述又は鑑定の要求の申立てに係る決定の書面による通知（第12条第1項の準用）</u> |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>参考人陳述（鑑定）要求書の送付（第12条第2項の準用）</u>                |  | ○ |
| 第25条第2項 | <u>参考人陳述録取書の作成（第12条第3項の準用）</u>                    |  | ○ |



|         |   |  |   |
|---------|---|--|---|
| 第25条第2項 | 物件の提出の要求の申立てに係る決定の書面による通知（第13条第1項の準用）       |  | ○ |
| 第25条第2項 | 物件提出要求書の送付（第13条第2項の準用）                      |  | ○ |
| 第25条第2項 | 提出物目録の交付（第13条第3項において準用する第11条第1項の準用）         |  | ○ |
| 第25条第2項 | 提出物件の返還及び還付請書の受理（第13条第3項において準用する第11条第2項の準用） |  | ○ |
| 第25条第2項 | 検証の申立てに係る決定の書面による通知（第14条第1項の準用）             |  | ○ |
| 第25条第2項 | 検証通知書の送付による通知（第14条第2項の準用）                   |  | ○ |
| 第25条第2項 | 検証調書の作成（第14条第3項の準用）                         |  | ○ |
| 第25条第2項 | 審尋の申立てに係る決定の書面による通知（第15条第1項の準用）             |  | ○ |
| 第25条第2項 | 審尋通知書の送付による通知（第15条第2項の準用）                   |  | ○ |
| 第25条第2項 | 審尋調書の作成（第15条第3項の準用）                         |  | ○ |
| 第25条第2項 | 提出物件受領通知書の送付による通知（第16条第1項の準用）               |  | ○ |
| 第25条第2項 | 物件閲覧日時等指定書                                  |  | ○ |

|  |                 |            |  |   |  |  |  |  |
|--|-----------------|------------|--|---|--|--|--|--|
|  |                 |            |  |   |  |  |  |  |
| 35～67 略  |                 |            |  |   |  |  |  |  |
| 68 刑事収容施設<br>及び被収容者等<br>の処遇に関する<br>法律（平成17年<br>法律第50号） | 第18条～第230条第1項 略 |            |  |   |  |  |  |  |
|  | 第230条<br>第3項    | 略          |  |   |  |  |  |  |
|  | 第230条<br>第3項    |            |  |   |  |  |  |  |
|  | 第230条           | 再審査の申請に対する |  | ○ |  |  |  |  |

|  |                 |   |  |   |  |  |  |   |
|--|-----------------|---|--|---|--|--|--|---|
|  |                 |   |  |   |  |  |  |   |
|  | 2項              | の送付（第16条第2項<br>の準用）   |  |   |  |  |  |   |
|  | 第25条第<br>2項     | 手続併合（分離）通知<br>書の送付による通知（<br>第19条の準用）                              |  |   |  |  |  | ○ |
|  | 第25条第<br>2項     | 不作為についての審査<br>請求の取下げに係る書<br>面による通知（第20条<br>第1項の準用）                |  |   |  |  |  | ○ |
|  | 第25条第<br>2項     | 不作為についての審査<br>請求の取下げに伴う証<br>拠書類等及び提出物件<br>の返還（第20条第2項<br>の準用）     |  |   |  |  |  | ○ |
|  | 第25条第<br>2項     | 還付請書の受理（第20<br>条第3項において準用<br>する第11条第2項後段<br>の準用）                  |  |   |  |  |  | ○ |
|  | 第25条第<br>2項     | 公示の方法による送達<br>をした旨の書面による<br>通知（第22条第2項の<br>準用）                    |  |   |  |  |  | ○ |
|  | 第25条第<br>2項     | 裁決に伴う証拠書類等<br>の返還に係る還付請書<br>の受理（第23条におい<br>て準用する第11条第2<br>項後段の準用） |  |   |  |  |  | ○ |
| 35～67 略  |                 |   |  |   |  |  |  |   |
| 68 刑事収容施設<br>及び被収容者等<br>の処遇に関する<br>法律（平成17年<br>法律第50号） | 第18条～第230条第1項 略 |   |  |   |  |  |  |   |
|  | 第230条<br>第3項    | 略   |  |   |  |  |  |   |
|  | 第230条<br>第3項    |   |  |   |  |  |  |   |
|  | 第230条           | 再審査の申請に対する  |  | ○ |  |  |  |   |

|          |  |   |   |
|----------|--|---|---|
| 第3項      | 裁決（第161条第1項並びに行政不服審査法第46条第1項本文及び第2項（第2号を除く。）第47条（ただし書及び第2号を除く。）並びに第64条第1項から第3項までの準用） |   |   |
| 第230条第3項 | 再審査の申請人の地位の承継の届出の受理（行政不服審査法第15条第3項の準用）   |   | ○ |
| 第230条第3項 | 再審査の申請人の地位の承継の許可（行政不服審査法第15条第6項の準用）  |   | ○ |
| 第230条第3項 | 補正の命令（行政不服審査法第23条の準用）  | 略 |   |
| 第230条第3項 | 職権による執行停止の決定（行政不服審査法第25条第2項の準用）  |   |   |
| 第230条第3項 | 執行停止の取消し（行政不服審査法第26条の準用）   | ○ |   |

|          |  |   |   |
|----------|--|---|---|
| 第3項      | 裁決（第161条第1項及び行政不服審査法第40条第1項から第5項までの準用）         |   |   |
| 第230条第3項 | 再審査の申請期間経過後の正当な理由の有無の認定（行政不服審査法第14条第3項ただし書の準用） |   | ○ |
| 第230条第3項 | 補正の命令（行政不服審査法第21条の準用）                          | 略 |   |
| 第230条第3項 | 職権による執行停止の決定（行政不服審査法第34条第2項の準用）                |   |   |
| 第230条第3項 | 執行停止の取消し（行政不服審査法第35条の準用）                       | ○ |   |
| 第230条第3項 | 手続の併合又は分離（行政不服審査法第36条の準用）                      |   | ○ |
| 第230条第3項 | 再審査の申請人の地位の承継の届出の受理（                           |   | ○ |

|              |  |   |   |
|--------------|--|---|---|
|              |  |   |   |
| 第230条<br>第3項 | 再審査の申請の取下げの受理（ <u>行政不服審査法第27条第1項の準用</u> ）  |   | ○ |
| 第230条<br>第3項 | <u>審理手続の併合又は分離（行政不服審査法第39条の準用）</u>         |   | ○ |
| 第230条<br>第3項 | 記名押印（ <u>行政不服審査法第50条第1項の準用</u> ）           | 略 |   |
| 第230条<br>第3項 | 裁決書の謄本の送付（ <u>行政不服審査法第51条第2項本文の準用</u> ）    |   |   |
| 第230条<br>第3項 | 公示の方法による送達（ <u>行政不服審査法第51条第2項ただし書の準用</u> ） |   |   |
| 第230条<br>第3項 | 裁決書の謄本の処分庁への送付（ <u>行政不服審査法第51条第4項の準用</u> ） |   |   |
| 第232条<br>第1項 | 略  |   |   |
| 第232条<br>第3項 |  |   |   |
| 第232条<br>第3項 |  |   |   |
| 第232条<br>第3項 |  |   |   |

|              |  |   |   |
|--------------|--|---|---|
|              | <u>行政不服審査法第37条第3項の準用</u>                   |   |   |
| 第230条<br>第3項 | <u>再審査の申請人の地位の承継の許可（行政不服審査法第37条第6項の準用）</u> |   | ○ |
| 第230条<br>第3項 | 再審査の申請の取下げの受理（ <u>行政不服審査法第39条第1項の準用</u> ）  |   | ○ |
| 第230条<br>第3項 | 記名押印（ <u>行政不服審査法第41条第1項の準用</u> ）           | 略 |   |
| 第230条<br>第3項 | 裁決書の謄本の送付（ <u>行政不服審査法第42条第2項本文の準用</u> ）    |   |   |
| 第230条<br>第3項 | 公示の方法による送達（ <u>行政不服審査法第42条第2項ただし書の準用</u> ） |   |   |
| 第230条<br>第3項 | 裁決書の謄本の処分庁への送付（ <u>行政不服審査法第42条第4項の準用</u> ） |   |   |
| 第232条<br>第1項 | 略  |   |   |
| 第232条<br>第3項 |  |   |   |
| 第232条<br>第3項 |  |   |   |
| 第232条<br>第3項 |  |   |   |

|              |   |  |   |
|--------------|---|--|---|
| 第232条<br>第3項 |   |  |   |
| 第232条<br>第3項 |   |  |   |
| 第232条<br>第3項 |   |  |   |
| 第232条<br>第3項 | 補正の命令（行政不服<br>審査法第23条の準用）               |  | ○ |
| 第232条<br>第3項 | 事実の申告の取下げの<br>受理（行政不服審査法<br>第27条第1項の準用） |  | ○ |
| 第232条<br>第3項 | 審理手続の併合又は分離（行政不服審査法第39条の準用）             |  | ○ |
| 第232条<br>第3項 | 記名押印（行政不服審査法第50条第1項の準用）                 |  | ○ |

|  |               |                     |  |   |
|--|---------------|---------------------|--|---|
| (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則（平成19年香川県公安委員会規則第20 | 第2条第4項～第9条第1項 | 略                   |  |   |
|  | 第9条第2項        | 略                   |  |   |
|  | 第10条第2項       | 再審査申請の取下げに係る書面による通知 |  | ○ |
|  | 第11条          | 略                   |  |   |
|  | 第12条第3項       | 略                   |  |   |
|  | 第14条第1項       | 略                   |  |   |
| 第14条第1項  | 略             |                     |  |   |

|              |   |  |   |
|--------------|---|--|---|
| 第232条<br>第3項 |   |  |   |
| 第232条<br>第3項 |   |  |   |
| 第232条<br>第3項 |   |  |   |
| 第232条<br>第3項 | 補正の命令（行政不服<br>審査法第21条の準用）               |  | ○ |
| 第232条<br>第3項 | 手続の併合又は分離（行政不服審査法第36条の準用）               |  | ○ |
| 第232条<br>第3項 | 事実の申告の取下げの<br>受理（行政不服審査法<br>第39条第1項の準用） |  | ○ |
| 第232条<br>第3項 | 記名押印（行政不服審査法第41条第1項の準用）                 |  | ○ |

|  |               |                     |  |   |
|--|---------------|---------------------|--|---|
| (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則（平成19年香川県公安委員会規則第20 | 第2条第4項～第9条第1項 | 略                   |  |   |
|  | 第9条第2項        | 略                   |  |   |
|  | 第10条          | 略                   |  |   |
|  | 第11条第2項       | 再審査申請の取下げに係る書面による通知 |  | ○ |
|  | 第12条第3項       | 略                   |  |   |
|  | 第14条第1項       | 略                   |  |   |
| 第14条第1項  | 略             |                     |  |   |

|                   |         |                              |   |
|-------------------|---------|------------------------------|---|
| 号)                | 第14条第1項 |                              |   |
|                   | 第14条第1項 |                              |   |
|                   | 第14条第3項 |                              |   |
|                   | 第14条第4項 | 手続併合（分離）通知書の送付による通知（第11条の準用） | 略 |
| 第15条第2項・第16条第1項 略 |         |                              |   |

68の2～68の10 略

|                               |   |  |  |
|-------------------------------|---|--|--|
| 68の11 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号） | 略 |  |  |
|-------------------------------|---|--|--|

|                            |            |                              |   |   |
|----------------------------|------------|------------------------------|---|---|
| 68の12 行政不服審査法（平成26年法律第68号） | 第9条第4項     | 職員による審理手続の指示                 | ○ |   |
|                            | 第11条第2項    | 総代の互選の命令                     |   | ○ |
|                            | 第13条第1項    | 利害関係人の参加の許可                  |   | ○ |
|                            | 第13条第2項    | 利害関係人の参加の要求                  |   | ○ |
|                            | 第14条       | 審査請求の引継ぎ                     | ○ |   |
|                            |            | 審査請求の引継ぎを受けた旨の審査請求人及び参加人への通知 | ○ |   |
|                            | 第15条第3項    | 審査請求人の地位の承継の届出の受理            |   | ○ |
|                            | 第15条第6項    | 審査請求人の地位の承継の許可               |   | ○ |
|                            | 第16条       | 標準審理期間の定め及び公表                |   | ○ |
| 第18条第                      | 審査請求期間経過後の |                              | ○ |   |

|                   |         |                              |   |
|-------------------|---------|------------------------------|---|
| 号)                | 第14条第1項 |                              |   |
|                   | 第14条第1項 |                              |   |
|                   | 第14条第3項 |                              |   |
|                   | 第14条第4項 | 手続併合（分離）通知書の送付による通知（第10条の準用） | 略 |
| 第15条第2項・第16条第1項 略 |         |                              |   |

68の2～68の10 略

|                               |   |  |  |
|-------------------------------|---|--|--|
| 68の11 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号） | 略 |  |  |
|-------------------------------|---|--|--|

|              |                              |   |   |
|--------------|------------------------------|---|---|
| 1項ただし書       | 正当な理由の有無の認定                  |   |   |
| 第18条第2項ただし書  | 審査請求期間経過後の正当な理由の有無の認定        |   | ○ |
| 第19条第1項      | 審査請求書の受理                     |   | ○ |
| 第20条         | 口頭による審査請求の受理                 |   | ○ |
| 第21条第2項      | 処分庁等から送付された審査請求書又は審査請求録取書の受理 |   | ○ |
| 第22条第1項      | 審査請求書の送付及び審査請求人への通知          |   | ○ |
|              | 審査請求書の受理                     |   | ○ |
| 第22条第2項      | 審査請求書の送付及び審査請求人への通知          |   | ○ |
|              | 審査請求書の受理                     |   | ○ |
| 第23条         | 補正の命令                        |   | ○ |
| 第24条第1項及び第2項 | 審理手続を経ないでする却下裁決              |   | ○ |
| 第25条第2項      | 執行停止の申立ての受理                  |   | ○ |
|              | 申立て又は職権による執行停止の決定            | ○ |   |
| 第26条         | 執行停止の取消し                     | ○ |   |
| 第27条第1項      | 審査請求の取下げの受理                  |   | ○ |
| 第29条第1項      | 処分庁等に対する審査請求書又は審査請求録取書の写しの送付 |   | ○ |
| 第29条第2項      | 弁明書の提出の要求                    |   | ○ |

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 第29条第5項 | 処分庁等から提出された弁明書の受理及び審査請求人及び参加人への弁明書の送付         |   | ○ |
| 第30条第1項 | 反論書を提出すべき相当の期間の決定及び反論書の受理                     |   | ○ |
| 第30条第2項 | 意見書を提出すべき相当の期間の決定及び意見書の受理                     |   | ○ |
| 第30条第3項 | 反論書又は意見書の送付                                   |   | ○ |
| 第31条第1項 | 口頭意見陳述の申立ての受理及びその機会の供与（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）   | ○ |   |
|         | 口頭意見陳述の申立ての受理及びその機会の供与（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合） |   | ○ |
|         | 申立人の口頭意見陳述の聴取（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）            | ○ |   |
|         | 申立人の口頭意見陳述の聴取（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合）          |   | ○ |
| 第31条第2項 | 口頭意見陳述の期日等の指定及び審理関係人の招集（審査庁としての公安委員会が直接行      | ○ |   |



|                |   |   |   |
|----------------|---|---|---|
|                | <u>う場合)</u>   |   |   |
|                | <u>口頭意見陳述の期日等の指定及び審理関係人の招集（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合)</u> |   | ○ |
| <u>第31条第3項</u> | <u>補佐人とともに出頭することの許可（審査庁としての公安委員会が直接行う場合)</u>          | ○ |   |
|                | <u>補佐人とともに出頭することの許可（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合)</u>        |   | ○ |
| <u>第31条第4項</u> | <u>口頭意見陳述の制限（審査庁としての公安委員会が直接行う場合)</u>                 | ○ |   |
|                | <u>口頭意見陳述の制限（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合)</u>               |   | ○ |
| <u>第32条第1項</u> | <u>証拠書類等の受理</u>                                       |   | ○ |
| <u>第32条第2項</u> | <u>証拠書類等の提出</u>                                       |   | ○ |
|                | <u>証拠書類等の受理</u>                                       |   | ○ |
| <u>第32条第3項</u> | <u>証拠書類等を提出すべき相当の期間の決定</u>                            |   | ○ |
| <u>第33条</u>    | <u>物件を提出すべき相当の期間の決定及び物件の提出の要求の申立ての受理</u>              |   | ○ |
|                | <u>申立て及び職権による物件の提出の要求の決定</u>                          |   | ○ |

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
|         | 提出された物件の留置  |   | ○ |
| 第34条    | 参考人の陳述又は鑑定の要求の申立ての受理  |   | ○ |
|         | 申立て及び職権による参考人の陳述又は鑑定の要求の決定（あらかじめ第9条第4項の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合を除く。） | ○ |   |
|         | 申立て及び職権による参考人の陳述又は鑑定の要求の決定（あらかじめ第9条第4項の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合に限る。） |   | ○ |
|         | 参考人の陳述の聴取（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）                                      | ○ |   |
|         | 参考人の陳述の聴取（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合）                                    |   | ○ |
| 第35条第1項 | 検証の申立ての受理   |   | ○ |
|         | 申立て及び職権による検証の決定（あらかじめ第9条第4項の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合を除く。）            | ○ |   |
|         | 申立て及び職権による検証の決定（あらかじめ第9条第4項の規定                                      |   | ○ |

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
|         | <u>により警察職員が行う旨の決定をしている場合に限る。)</u>                               |   |   |
|         | <u>検証（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）</u>                                  | ○ |   |
|         | <u>検証（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合）</u>                                |   | ○ |
| 第35条第2項 | <u>審査請求人等の申立てによる検証の場合の日時及び場所の通知</u>                             |   | ○ |
| 第36条    | <u>質問の申立ての受理</u>  |   | ○ |
|         | <u>申立て及び職権による質問の決定（あらかじめ第9条第4項の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合を除く。）</u> | ○ |   |
|         | <u>申立て及び職権による質問の決定（あらかじめ第9条第4項の規定により警察職員が行う旨の決定をしている場合に限る。）</u> |   | ○ |
|         | <u>審査請求人又は参加人の質問（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）</u>                       | ○ |   |
|         | <u>審査請求人又は参加人の質問（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合）</u>                     |   | ○ |
| 第37条第   | <u>審理関係人の意見の聴</u>   | ○ |   |

|         |   |   |   |
|---------|---|---|---|
| 1項      | 取を行う場合の期日等の指定及び招集並びに聴取（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）                         |   |   |
|         | 審理関係人の意見の聴取を行う場合の期日等の指定及び招集並びに聴取（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合）             |   | ○ |
| 第37条第2項 | 音声の送受信による審理関係人の意見の聴取（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）                           | ○ |   |
|         | 音声の送受信による審理関係人の意見の聴取（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合）                         |   | ○ |
| 第37条第3項 | 意見の聴取を行った場合の審理手続の期日等及び終結の予定時期の決定並びに審理関係人への通知（審査庁としての公安委員会が直接行う場合）   | ○ |   |
|         | 意見の聴取を行った場合の審理手続の期日等及び終結の予定時期の決定並びに審理関係人への通知（第9条第4項の規定により警察職員が行う場合） |   | ○ |

|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 第38条第<br>1項                                 | 提出書類等の閲覧及び<br>写し等の交付の要求の<br>受理並びに閲覧及び写<br>し等の交付に係る決定 |   | ○ |
| 第38条第<br>2項                                 | 提出書類等の閲覧及び<br>交付に係る提出書類等<br>の提出人の意見聴取                |   | ○ |
| 第38条第<br>3項                                 | 閲覧についての日時及<br>び場所の指定                                 |   | ○ |
| 第38条第<br>4項                                 | 手数料の収納   |   | ○ |
| 第38条第<br>5項                                 | 手数料の減免   |   | ○ |
| 第39条  | 審理手続の併合又は分<br>離                                      |   | ○ |
| 第41条第<br>3項                                 | 審理関係人に対する審<br>理手続を終結した旨等<br>の通知                      |   | ○ |
| 第45条第<br>1項                                 | 処分についての審査請<br>求の却下                                   | ○ |   |
| 第45条第<br>2項及び<br>第3項                        | 処分についての審査請<br>求の棄却                                   | ○ |   |
| 第46条第<br>1項、第<br>2項及び<br>第4項並<br>びに第47<br>条 | 処分についての審査請<br>求の認容                                   | ○ |   |
| 第49条第<br>1項から<br>第3項ま<br>で及び第<br>5項         | 不作為についての審査<br>請求の裁決                                  | ○ |   |

|  |              |                          |   |   |
|--|--------------|--------------------------|---|---|
|  | 第50条第1項      | 記名押印                     |   | ○ |
|  | 第51条第2項本文    | 裁決書の謄本の送付                |   | ○ |
|  | 第51条第2項ただし書  | 公示の方法による送達               |   | ○ |
|  | 第51条第4項      | 裁決書の謄本の参加人及び処分庁等への送付     |   | ○ |
|  | 第53条         | 証拠書類等の返還                 |   | ○ |
|  | 第82条第1項及び第2項 | 不服申立てをすべき行政庁等の教示         |   | ○ |
|  | 第83条第3項      | 処分庁から送付された不服申立書の受理       |   | ○ |
|  |              | 不服申立書の送付                 |   | ○ |
| (1) 香川県公安委員会に対する審査請求に関する規則（平成28年香川県公安委員会規則第3号） | 第3条第5項       | 審理の状況の報告の受理              | ○ |   |
|  | 第4条第1項       | 総代の互選命令書の送付              |   | ○ |
|  | 第4条第2項       | 総代選任（解任）通知書の送付による通知      |   | ○ |
|  | 第5条第1項       | 参加許可（不許可）書の送付による通知       |   | ○ |
|  | 第5条第2項       | 参加要求書の送付                 |   | ○ |
|  | 第5条第3項       | 参加人の追加又は参加の取下げに係る書面による通知 |   | ○ |
|  | 第6条          | 補正命令書の送付                 |   | ○ |
|  | 第7条          | 執行停止（不停止）決定書の送付による通知     |   | ○ |
|  | 第8条          | 執行停止取消書の送付による通知          |   | ○ |

|         |                               |   |
|---------|-------------------------------|---|
| 第9条第1項  | 審査請求の取下げに係る書面による通知            | ○ |
| 第9条第2項  | 審査請求の取下げに伴う証拠書類等の返還及び還付請求書の受理 | ○ |
| 第12条第1項 | 口頭意見陳述通知書の送付による通知             | ○ |
| 第12条第2項 | 口頭意見陳述録取書の作成                  | ○ |
| 第13条    | 補佐人同伴許可（不許可）書の送付による通知         | ○ |
| 第14条    | 証拠書類等提出期限決定通知書の送付による通知        | ○ |
| 第15条第1項 | 物件の提出の要求の申立てに係る決定の書面による通知     | ○ |
| 第15条第2項 | 物件提出要求書の送付                    | ○ |
| 第16条第1項 | 提出物目録の作成及びその写しの交付             | ○ |
| 第16条第2項 | 証拠書類等の返還                      | ○ |
| 第16条第3項 | 証拠書類等の還付請求書の受理（第9条第2項の準用）     | ○ |
| 第16条第4項 | 証拠書類等の提出に係る書面による通知            | ○ |
| 第17条第1項 | 参考人陳述又は鑑定の要求の申立てに係る決定の書面による通知 | ○ |
| 第17条第2項 | 参考人陳述（鑑定）要求書の送付               | ○ |

|         |                                    |  |   |
|---------|------------------------------------|--|---|
| 第17条第3項 | 口頭意見陳述録取書の作成（第12条第2項の準用）           |  | ○ |
| 第18条第1項 | 検証通知書の送付による通知                      |  | ○ |
| 第18条第2項 | 検証調書の作成                            |  | ○ |
| 第19条第1項 | 質問の申立てに係る決定の書面による通知                |  | ○ |
| 第19条第2項 | 質問通知書の送付による通知                      |  | ○ |
| 第19条第3項 | 口頭意見陳述録取書の作成（第12条第2項の準用）           |  | ○ |
| 第20条第3項 | 口頭意見陳述録取書の作成（第12条第2項の準用）           |  | ○ |
| 第21条第2項 | 提出書類閲覧日時等指定書の送付                    |  | ○ |
| 第22条    | 手続併合（分離）通知書の送付による通知                |  | ○ |
| 第24条第2項 | 公示の方法による送達をした旨の書面による通知             |  | ○ |
| 第25条    | 裁決に伴う証拠書類等の返還に係る還付請書の受理（第9条第2項の準用） |  | ○ |

68の13 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリ

略

68の12 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリ

略



|  |   |
|--|---|
| ストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）   | ストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）  |
| 69～101 略   | 69～101 略  |
| 備考<br>(1)～(5) 略<br><br><u>(6)～(8) 略</u><br><u>(9) 68の12の項の行政不服審査法に係る事務は、公安委員会が同法の審査庁、処分庁、不作為庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務である。</u><br>(10)～(15) 略 | 備考<br>(1)～(5) 略<br><u>(6) 34の項の行政不服審査法に係る事務は、公安委員会が同法の審査庁、処分庁、不作為庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務である。</u><br><u>(7)～(9) 略</u><br><br>(10)～(15) 略 |

(香川県情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県情報公開条例施行規則（平成14年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|     |     |

別記様式第2号（第5条関係）

行政文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

|                |            |                        |
|----------------|------------|------------------------|
| 公開請求に係る行政文書    |            |                        |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日時         | 年 月 日 ( ) 午前 時 分<br>午後 |
|                | 場所         |                        |
| 事務担当課等         | 電話番号 ( ) - |                        |
| 備考             |            |                        |

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第2号（第5条関係）

行政文書公開決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

|                |            |                        |
|----------------|------------|------------------------|
| 公開請求に係る行政文書    |            |                        |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日時         | 年 月 日 ( ) 午前 時 分<br>午後 |
|                | 場所         |                        |
| 事務担当課等         | 電話番号 ( ) - |                        |
| 備考             |            |                        |

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第3号（第5条関係）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 図

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

|                |            |                            |
|----------------|------------|----------------------------|
| 公開請求に係る行政文書    |            |                            |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日時         | 年 月 日 ( ) 午前 時 分<br>午後 時 分 |
|                | 場所         |                            |
| 公開しない部分        |            |                            |
| 公開しない理由        |            |                            |
| 事務担当課等         | 電話番号 ( ) - |                            |
| 備考             |            |                            |

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。  
 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第3号（第5条関係）

行政文書一部公開決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 図

年 月 日付けで公開請求のありました行政文書については、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので、香川県情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

|                |            |                            |
|----------------|------------|----------------------------|
| 公開請求に係る行政文書    |            |                            |
| 行政文書の公開の日時及び場所 | 日時         | 年 月 日 ( ) 午前 時 分<br>午後 時 分 |
|                | 場所         |                            |
| 公開しない部分        |            |                            |
| 公開しない理由        |            |                            |
| 事務担当課等         | 電話番号 ( ) - |                            |
| 備考             |            |                            |

- 注 1 行政文書の公開の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。  
 2 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。  
 3 この処分に対し香川県情報公開条例第15条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により公開が停止される場合がありますので、御了承ください。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

(香川県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第4条 香川県個人情報保護条例施行規則（平成18年香川県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

|     |     |
|-----|-----|
| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|

別記様式第3号（第7条関係）

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

|                  |            |                  |  |
|------------------|------------|------------------|--|
| 開示する保有個人情報の内容    |            |                  |  |
| 保有個人情報の開示の日時及び場所 | 日 時        | 年 月 日 ( ) 午前 時 分 |  |
|                  | 場 所        |                  |  |
| 事務担当課等           | 電話番号 ( ) — |                  |  |
| 備考               |            |                  |  |

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第3号（第7条関係）

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付で開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

|                  |            |                  |  |
|------------------|------------|------------------|--|
| 開示する保有個人情報の内容    |            |                  |  |
| 保有個人情報の開示の日時及び場所 | 日 時        | 年 月 日 ( ) 午前 時 分 |  |
|                  | 場 所        |                  |  |
| 事務担当課等           | 電話番号 ( ) — |                  |  |
| 備考               |            |                  |  |

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第4号（第7条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

|                  |            |   |                  |
|------------------|------------|---|------------------|
| 開示する保有個人情報の内容    |            |   |                  |
| 保有個人情報の開示の日時及び場所 | 日          | 時 | 年 月 日 ( ) 午前 時 分 |
|                  | 場          | 所 |                  |
| 開示しない部分          |            |   |                  |
| 開示しない理由          |            |   |                  |
| 事務担当課等           | 電話番号 ( ) — |   |                  |
| 備考               |            |   |                  |

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から審査請求があったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

別記様式第4号（第7条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

年 月 日

様

香川県公安委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

|                  |            |   |                  |
|------------------|------------|---|------------------|
| 開示する保有個人情報の内容    |            |   |                  |
| 保有個人情報の開示の日時及び場所 | 日          | 時 | 年 月 日 ( ) 午前 時 分 |
|                  | 場          | 所 |                  |
| 開示しない部分          |            |   |                  |
| 開示しない理由          |            |   |                  |
| 事務担当課等           | 電話番号 ( ) — |   |                  |
| 備考               |            |   |                  |

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 本人が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 3 代理人又は遺族が保有個人情報の開示を受ける場合は、この通知書を提示するとともに、代理人又は遺族に係る注2の書類に加え、代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本、本人の印鑑登録証明書を添付した委任状等）を提出し、又は提示してください。
- 4 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則の一部改正）

第5条 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の規定に基づく再審査の申請及び事実の申告の手続に関する規則（平成19年香川県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(郵便等による再審査の申請に係る期間の計算)</p> <p>第7条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行服法」という。)第18条第3項の送付に要した日数には、被留置者が再審査の申請をする場合におけるその留置施設での郵便等の発信に要した日数を含めるものとする。</p> <p>(補正の命令)</p> <p>第8条 法第230条第3項において準用する行服法第23条の規定による補正の命令は、別記様式第4号の補正命令書を送付して行うものとする。</p> <p>(執行停止及び執行停止の取消し)</p> <p>第9条 法第230条第3項において準用する行服法第25条第2項の規定により職権による執行停止を決定したときは、公安委員会は、処分庁及び再審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 法第230条第3項において準用する行服法第26条の規定により執行停止の取消しを決定したときは、公安委員会は、処分庁及び再審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p><u>(再審査の申請の取下げの方法)</u></p> <p>第10条 法第230条第3項において準用する行服法第27条の規定による再審査の申請の取下げは、別記様式第5号の再審査申請取下書を公安委員会に提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の再審査申請取下書を受理したときは、公安委員会は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(手続の併合又は分離)</p> <p>第11条 法第230条第3項において準用する行服法第39条の規定により数個の再審査の申請を併合し、又は併合された数個の再審査の申請を分離したときは、公安委員会は、別記様式第6号の手続併合(分離)通知書を処分庁及び再審査の申請人に送付してその旨を通知するものとする。</p> | <p>(郵便等による再審査の申請に係る期間の計算)</p> <p>第7条 法第230条第3項において準用する行政不服審査法(昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。)第14条第4項の送付に要した日数には、被留置者が再審査の申請をする場合におけるその留置施設での郵便等の発信に要した日数を含めるものとする。</p> <p>(補正の命令)</p> <p>第8条 法第230条第3項において準用する行服法第21条の規定による補正の命令は、別記様式第4号の補正命令書を送付して行うものとする。</p> <p>(執行停止及び執行停止の取消し)</p> <p>第9条 法第230条第3項において準用する行服法第34条第2項の規定により職権による執行停止を決定したときは、公安委員会は、処分庁及び再審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>2 法第230条第3項において準用する行服法第35条の規定により執行停止の取消しを決定したときは、公安委員会は、処分庁及び再審査の申請人にその旨を書面により通知するものとする。</p> <p>(手続の併合又は分離)</p> <p>第10条 法第230条第3項において準用する行服法第36条の規定により数個の再審査の申請を併合し、又は併合された数個の再審査の申請を分離したときは、公安委員会は、別記様式第5号の手続併合(分離)通知書を処分庁及び再審査の申請人に送付してその旨を通知するものとする。</p> <p><u>(再審査の申請の取下げの方法)</u></p> |

(裁決書の謄本の送達)

第12条 法第230条第3項において準用する行服法第51条第2項本文又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を添付して行うものとする。

2 法第230条第3項において準用する行服法第51条第2項本文の規定により再審査の申請人に裁決書の謄本を送付する場合において、当該再審査の申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の留置業務管理者を経由して行うものとする。

3 法第230条第3項において準用する行服法第51条第2項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、公安委員会は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

(準用)

第14条 略

2・3 略

4 第11条の規定は、事実の申告の手續の併合又は分離について準用する。この場合において、同条中「第230条第3項」とあるのは「第232条第3項」と、「再審査の申請を」とあるのは「事実の申告を」と、「処分庁」とあるのは「その申告に係る事実があったとされる留置施設の留置業務管理者」と、「再審査の申請人」とあるのは「事実の申告人」と読み替えるものとする。

(事実の申告の取下げの方法)

第15条 法第232条第3項において準用する行服法第27条の規定による事実の申告の取下げは、別記様式第8号の事実の申告取下書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 略

第11条 法第230条第3項において準用する行服法第39条の規定による再審査の申請の取下げは、別記様式第6号の再審査申請取下書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 前項の再審査申請取下書を受理したときは、公安委員会は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

(裁決書の謄本の送達)

第12条 法第230条第3項において準用する行服法第42条第2項本文又は第4項の規定による裁決書の謄本の送付は、当該謄本に裁決書謄本送付書を添付して行うものとする。

2 法第230条第3項において準用する行服法第42条第2項本文の規定により再審査の申請人に裁決書の謄本を送付する場合において、当該再審査の申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の留置業務管理者を経由して行うものとする。

3 法第230条第3項において準用する行服法第42条第2項ただし書の規定により公示の方法による送達をしたときは、公安委員会は、処分庁にその旨を書面により通知するものとする。

(準用)

第14条 略

2・3 略

4 第10条の規定は、事実の申告の手續の併合又は分離について準用する。この場合において、同条中「第230条第3項」とあるのは「第232条第3項」と、「再審査の申請を」とあるのは「事実の申告を」と、「処分庁」とあるのは「その申告に係る事実があったとされる留置施設の留置業務管理者」と、「再審査の申請人」とあるのは「事実の申告人」と読み替えるものとする。

(事実の申告の取下げの方法)

第15条 法第232条第3項において準用する行服法第39条の規定による事実の申告の取下げは、別記様式第8号の事実の申告取下書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 略

別記様式第1号（第3条関係）

|  |                         |
|--|-------------------------|
| 再 審 査 申 請 書  |                         |
| 年 月 日  |                         |
| 香川県公安委員会 殿   |                         |
| 申請人 住所又は警察署の名称<br>氏 名 ㊟                                | 申請人 住所又は警察署の名称<br>氏 名 ㊟ |
| 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定により、下記のとおり再審査の申請をします。 |                         |
| 記  |                         |
| 1 再審査の申請に係る審査の申請についての裁決                                |                         |
| 2 再審査の申請に係る審査の申請についての裁決の告知があった年月日                      |                         |
| 3 再審査の申請の趣旨及び理由  |                         |
| 4 審査庁の教示の有無及びその内容                                      |                         |

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊟のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第1号（第3条関係）

|  |                                |
|--|--------------------------------|
| 再 審 査 申 請 書  |                                |
| 年 月 日  |                                |
| 香川県公安委員会 殿   |                                |
| 申請人 住所又は警察署の名称<br>氏 名 ㊟                                | 申請人 住所又は警察署の名称<br>氏 名 ㊟<br>年 齢 |
| 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第1項の規定により、下記のとおり再審査の申請をします。 |                                |
| 記  |                                |
| 1 再審査の申請に係る審査の申請についての裁決                                |                                |
| 2 再審査の申請に係る審査の申請についての裁決の告知があった年月日                      |                                |
| 3 再審査の申請の趣旨及び理由  |                                |
| 4 審査庁の教示の有無及びその内容                                      |                                |

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊟のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。



別記様式第4号（第8条、第14条関係）

|  |   |
|--|---|
| 補 正 命 令 書  |   |
| 第  | 号 |
| 年 月 日  |   |
| 殿  |   |
| 香川県公安委員会 印   |   |
| は、下記の理由により不適法であるから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第230条第3項 第232条第3項 において準用する行政不服審査法第23条の規定により、 年 月 日までに補正することを命ずる。 |   |
| なお、期限までに補正された 再審査申請書 事実の申告書 が提出されないときは、当該再審査の申請 事実の申告 を却下することがある。  |   |
| 記  |   |
| 理由   |   |

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第8条、第14条関係）

|  |   |
|--|---|
| 補 正 命 令 書  |   |
| 第  | 号 |
| 年 月 日  |   |
| 殿  |   |
| 香川県公安委員会 印   |   |
| は、下記の理由により不適法であるから、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第230条第3項 第232条第3項 において準用する行政不服審査法第21条の規定により、 年 月 日までに補正することを命ずる。 |   |
| なお、期限までに補正された 再審査申請書 事実の申告書 が提出されないときは、当該再審査の申請 事実の申告 を却下することがある。  |   |
| 記  |   |
| 理由   |   |

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第10条関係）

再 審 査 申 請 取 下 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請人 住所又は警察署の名称  
氏 名 ㊟

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する行政不服審査法第27条の規定により、下記のとおり再審査の申請を取り下げます。

記

- 1 取り下げる再審査の申請
- 2 理由

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊟のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第11条、第14条関係）

手続併合（分離）通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第230条第3項  
第232条第3項 において

準用する行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり 再審査の申請  
事実の申告 を

併合  
分離 したので通知する。

記

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第5号（第10条、第14条関係）

手続併合（分離）通知書

第 号  
年 月 日

殿

香川県公安委員会 印

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 第230条第3項  
第232条第3項 において

準用する行政不服審査法第36条の規定により、下記のとおり 再審査の申請  
事実の申告 を

併合  
分離 したので通知する。

記

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第11条関係）

再 審 査 申 請 取 下 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請人 住所又は警察署の名称

氏 名 ㊦

年 齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり再審査の申請を取り下げます。

記

- 1 取り下げる再審査の申請
- 2 理由

備考

- 1 申請人が留置施設に留置されているときは、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 申請人が法人その他の社団又は財団であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び住所を記載すること。
- 3 ㊦のところには、印鑑又は指印を押すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第13条関係）

|  |   |
|--|---|
| 事 実 の 申 告 書  |   |
| 年 月 日  |   |
| 香川県公安委員会 殿   |   |
| 申告人 警察署の名称   | Ⓜ |
| 氏 名  | Ⓜ |
| <p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第1項の規定により、下記のとおり事実の申告をします。</p> |   |
| 記  |   |
| 1 申告に係る事実のあった留置施設の置かれる警察署の名称                                 |   |
| 2 申告に係る事実  |   |
| (1) 申告に係る行為を行った職員の氏名等  |   |
| (2) 申告に係る具体的行為   |   |
| <input type="checkbox"/> 身体に対する違法な有形力の行使                     |   |
| <input type="checkbox"/> 違法又は不当な捕縄、手錠、拘束衣又は防声具の使用            |   |
| <input type="checkbox"/> 違法又は不当な保護室への収容                      |   |
| (3) 申告に係る事実の概要   |   |
| 3 警察本部長に対する事実の申告に係る結果の通知を受けた年月日                              |   |

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 該当する□内に「」印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第13条関係）

|  |   |
|--|---|
| 事 実 の 申 告 書  |   |
| 年 月 日  |   |
| 香川県公安委員会 殿   |   |
| 申告人 警察署の名称   | Ⓜ |
| 氏 名  | Ⓜ |
| 年 齢  | Ⓜ |
| <p>刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第1項の規定により、下記のとおり事実の申告をします。</p> |   |
| 記  |   |
| 1 申告に係る事実のあった留置施設の置かれる警察署の名称                                 |   |
| 2 申告に係る事実  |   |
| (1) 申告に係る行為を行った職員の氏名等  |   |
| (2) 申告に係る具体的行為   |   |
| <input type="checkbox"/> 身体に対する違法な有形力の行使                     |   |
| <input type="checkbox"/> 違法又は不当な捕縄、手錠、拘束衣又は防声具の使用            |   |
| <input type="checkbox"/> 違法又は不当な保護室への収容                      |   |
| (3) 申告に係る事実の概要   |   |
| 3 警察本部長に対する事実の申告に係る結果の通知を受けた年月日                              |   |

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 該当する□内に「」印を記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第15条関係)

事実の申告取下書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申告人 警察署の名称  
氏名 ㊦

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第3項において準用する行政不服審査法第27条の規定により、下記のとおり事実の申告を取り下げます。

記

- 1 取り下げる事実の申告
- 2 理由

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第8号(第15条関係)

事実の申告取下書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申告人 警察署の名称  
氏名 ㊦  
年齢

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第232条第3項において準用する行政不服審査法第39条の規定により、下記のとおり事実の申告を取り下げます。

記

- 1 取り下げる事実の申告
- 2 理由

備考

- 1 警察署の名称は、当該留置施設の置かれている警察署の名称を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。